

入 札 説 明 書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）、財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）、本件調達に係る入札公告のほか、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守していただく一般的事項を明らかにするものです。

1 競争入札に付する事項

別記 1 のとおり。

2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成 30 年長野県告示第 588 号）の「物件の買入れ」の等級区分が A に格付けされている者
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 25 日付け 22 管第 285 号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されている者であること。

3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、別添契約書（案）及び本入札説明書を熟覧し承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、別記 5 に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式 1 による入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札書の提出場所は、別記 3 の (1) のとおり。
- (5) 郵送による場合の入札書の受領期限は、別記 3 の (2) のとおり。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。
- ア 入札日
- イ 入札金額及び電気料金総額
- ウ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び競争入札参加資格審査申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
- エ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「10 月 19 日開札〔県立学校等で使用する電気〕の入札書在中」と記し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記し、外封筒の封皮には「10 月 19 日開札〔県立学校等で使用する電気〕の入札書在中」と明記すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札が公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (12) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、仕様書等に示した予定契約電力及び予定使用電力量に対して入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を入札書（別紙様式 1）に記載すること。

落札者の決定は本県で示す予定契約電力及び予定使用電力量に対する対価を、入札書に記載された入札金額に従って計算した調達期間における電気料金総額で行うので、入札金額と併せて電気料金総額を記載すること。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積も

った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (13) 入札参加者又はその代理人は、支払方法等の契約条件を別添契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (14) 入札公告等により競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)を提出した者が、開札時に競争入札に参加する者に必要な資格を有すると認められること(指名されていること)を条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき(指名されなかったとき)は、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (15) 開札の日時及び開札の場所は、別記3の(3)のとおり。
- (16) 入札回数は、3回を限度とする。第3回目の入札を行っても落札者がいない場合は、第3回目の最低入札者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は3回を限度として行う。
- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (18) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(17)の立会い職員以外の者は、入場することができない。
- (19) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか入札場を退場することはできない。
- (21) 入札場において、次の各号の一に該当する者は当該入札場から退去させる。
 - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
 - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (22) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人になることができない。
- (23) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

4 入札金額及び電気料金総額の見積基準等

(1) 入札金額

- ア 基本料金単価は、一月につき契約電力1kWに対する「力率割引及び割増し」適用前のものとする。
- イ 電力量料金単価は燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金を含まない予定使用電力量に対する単価とし、1円未満の端数を含むことができる。

(2) 電気料金総額

- ア 仕様書に示す予定契約電力及び予定使用電力量の対価を、入札者が設定した入札金額に従って計

算した、契約期間中の電気料金の総額とすること。

イ 電気料金総額の算出基礎として、その算出根拠が明示可能な「電気料金総額積算内訳書」（別紙様式3）を入札書に添付し提出すること。

ウ 電気料金総額の算出過程において、一月の電気料金に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

5 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告に規定する入札保証金については、令和8年10月16日（金）午後1時までに別記6の場所に入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保を提供しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札書に記載した電気料金総額に100分の10を加算した金額の100分の5以上とする。

なお、財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金の納付を免除する。

- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特別の法律による法人の発行する債権	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以降の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応じる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

- (3) 入札参加者又はその代理人は、現金で納付する場合は別に指定する納付書により金融機関から納付し、領収印が押印された納付書を提出しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を納付書に添付して提出しなければならない。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは手形を納付

書に添付するとともに、金融機関の保証が必要であるときは、金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは小切手及び金融機関の保証書を添付して提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは当該保証書を添付して提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を提出しなければならない。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金は、速やかにこれを還付し、また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後に、これを還付するものとする。(上記(3)の方法により納付した場合は、還付までに2週間程度日数を要すること。)
- (10) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、県に帰属するものとする。

また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合においては、(1)により算定される金額を満たす最低金額から、すでに納付された金額を差し引いた額を徴収するものとする。

- (11) 入札保証金には、利子を付さない。

6 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 指名競争入札の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (4) 入札人が協定して入札した入札書
- (5) 調達業務名及び入札金額のない入札書
- (6) 入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (8) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
- (10) 納付した入札保証金等の額が5(1)で定めた入札保証金額に達しない場合の当該入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは入札執行事務に関係のない職員に、これに代ってくじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (4) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口頭又は電話により通知するものとする。
- (5) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

8 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、指定の期日までに5の(1)で定めた金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続きに従い納付又は提供しなければならない。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価値は、5の(2)の入札保証金の定めを準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、県に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付する。

9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して7日以内に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

10 契約条件

別添契約書（案）のとおり。

11 入札者に要求される事項

- (1) 本件競争入札に参加を希望する者又はその代理人は、本説明書 2 の (3)、(6) 及び (7) の事項について、別紙様式 4 を準用し、下記 (3) 記載の必要書類を添付の上別記 4 へ提出しこれを証明すること。

なお、提出期日までに必要書類を提出しない者及び提出者であって競争入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加できない。

また、入札執行者から当該書類に関し説明を求められた場合は入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

- (2) 提出期限

令和 8 年 10 月 2 日（金） 午後 5 時

- (3) 必要書類

ア 競争入札参加資格確認通知書(写)

(提出期限までに本県の入札参加資格審査が完了していない場合の提出期限は入札日までとする。)

イ 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者であることを証明する書類。

ただし、公告日において長野県庁舎または合同庁舎に電気を供給している者にあつては省略できるものとする。

ウ 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であることを証明する書類。(別紙様式 5)

12 資格審査に関する事項

本件に係わる競争入札に参加を希望する者で、本県の入札参加資格を有していない者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の場所に提出し、当該資格の認定を受けなければならない。

資格審査に関する事項の問い合わせ先並びに資格審査申請書の提出先

(郵便番号) 380-8570

(所在地) 長野市大字南長野字幅下 692 番地 2

(機関名) 契約・検査課 用品調達係

(電話番号) 026(235) 7079

13 その他必要な事項

- (1) 入札に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地は、別記 4 のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本件調達に関する質問は別紙様式 6 の質問書により電子メールで受け付け、別に定めた回答日時に

一括で回答する。回答方法は、教育政策課ホームページへの掲載とする。質問書の提出先、提出期限、回答日時、ホームページ URL は別記 5 のとおり。